

宇和島市広告付き窓口案内システム導入事業プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
基本事項	事業に対する理解	本事業の目的を十分理解しているか。	5
会社概要	経営状況	申込事業者の経営基盤は安定し、経営状況に問題はないか。	5
事業履行	スケジュール	運用開始までにシステム等の設置、職員研修等が十分に行えるスケジュールであるか。	5
	履行体制	業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。また、市その他関係者との協議体制は適切に整備されているか。	5
	履行実績	国や地方公共団体での履行実績は十分であるか。	5
システム等の仕様	システム等の利便性	機器操作、画面表示など市民の使いやすいものであるか。また、案内に十分な音響設備が整えられているか。	10
	システム等の機能性	機器操作、設定変更など職員が容易にできるものであり、かつ、事務効率化に寄与するものであるか。	10
	広告表示・行政情報	広告の募集、作成等について基準に順守し、表示の見やすさに配慮したものであるか。	10
	施工方法	落下、転倒等の安全対策を十分に講じるとともに、使用材料は環境に配慮したものとなっているか。	10
連絡体制	平時	固定した連絡窓口があり、市の執務時間内において、常に連絡可能な体制が整備されているか。	5
	緊急時	速やかにシステムトラブル等の事故に対応できる窓口がある。また、担当者の到着も可能であるか、それに相当する代替案が示されているか。	5
操作研修	研修内容	円滑に新システムの運用が開始できるよう、職員に対する操作研修の内容は十分であるか。	5
事業者提案	サービス向上	仕様書中の機能等に定めのない事項について、より良い市民サービスにつながる有益な提案があるか。	10
費用面	保守費	システム等の設置に要する費用、その後の保守点検及び維持管理に要する経費について、市側に負担のないものとなっているか。	5
	納付金	申込事業者の納付金の提案額/申込事業者のうち最も高い納付金の提案額で評価(少数点第1位四捨五入)	5

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は納付金の金額が高い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。